

2021年12月27日

金融機関初！！

京都中央信用金庫は産業競争力強化法に基づく情報技術事業適応計画（DX 投資促進税制）の認定を取得しました！！

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）は、2021年12月1日付で経済産業省によるDX認定事業者の認定を取得し、同年12月24日付にて産業競争力強化法に基づく情報技術事業適応計画の認定を全国の金融機関として初めて取得しましたので、お知らせいたします。

DX（デジタルトランスフォーメーション）・デジタル化に係る当金庫の事業適応計画が、産業競争力強化法に基づく事業適応計画として金融庁から認定されました。

当金庫はDX・デジタル化を積極的に推進し、お客さまの利便性をより一層向上するとともに、DX・デジタル化に関する知見やノウハウを蓄積し、地元事業者様にその知見・ノウハウを提供することによって、地域企業の皆さまのDX・デジタル化に貢献してまいります。

産業競争力強化法における事業適応計画の概要

2021年8月2日施行の「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」において、DXなどの実現に向けた取組を「事業適応」として定義し、これに果敢にチャレンジする事業者に対して、必要な支援措置を講じ、産業競争力の強化を図るものです。

（関連情報）金融庁 発表資料

https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211224_2/20211224_2.html

以上